

トレーニングコース利用規約

本トレーニングコース利用規約（以下「本規約」といいます）は、ベクター・ジャパン株式会社（以下「ベクター」といいます）が提供するトレーニングコースに適用されます。

1. 主題

1.1 ベクターは、様々な学習形式（1.3 項参照）のトレーニングコース（1.2 項参照）をお客様に提供しています。

1.2 トレーニングコース

1.2.1 標準トレーニングコースとは、ベクターが事前に予定しているトレーニングコースをいいます。別々のお客様がそれぞれ予約枠を予約し、同一のトレーニングコースを受講するものです。これらのコースは、リモート、またはベクターの施設内で開催されるものとします。お客様は、

<https://academy.vector.com/jp/ja/>にて、受講者の姓名、（請求先）住所、E メールアドレスをオンラインフォーム、所定書式等に明記しベクターに連絡することで受講登録を行うものとします。その後、ベクターが受講登録を確認します。

1.2.2 個社別トレーニングコースとは、お客様の要望に応じて個別に企画・実施されるコースをいいます。日程、内容は個別に書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）にて合意されるものとします。これらのコースは、お客様の施設内、ベクターの施設内、またはリモートで開催することができます。

1.3 学習形式

1.3.1 ベクターでは次の学習形式を用意しています：通常トレーニング形式、セルフラーニング形式、ブレンデッドラーニング形式。

1.3.2 通常トレーニング形式とは、研修中にトレーナーが同席する学習形式をいいます。通常トレーニング形式は、トレーニングルームで行う伝統的なクラスルームトレーニングとリモートトレーニングがあり、リモートトレーニングは異なる場所にいる受講者とトレーナーが同時にトレーニングセッションに参加します。

1.3.3 セルフラーニング形式とは、学習コンテンツを一定期間デジタルで利用できるようにした学習形式をいいます。この間、受講者は各自の責任において、その内容に取り組むものとします。トレーナーとのコミュニケーションは、電子メールやフォーラムなど非同期で行われるため、ある程度の遅れが生じることがあります。

1.3.4 ブレンデッドラーニング形式とは、通常トレーニング形式とセルフラーニング形式をミックスした学習形式をいいます。

2. 価格 / 支払期日 / セットオフ

2.1 標準トレーニングコースの受講料は、受講者 1 名あたりの受講料に消費税等を加えたものです。

2.2 個社別トレーニングコースの受講料は、コースごとに提供する見積書に記載される金額です。

2.3 別段の合意がない限り、お客様は受講料の支払期日をトレーニング終了後にベクターが発行する請求書に従い、指定期日までにベクター指定金融機関へ振込手数料を負担の上、振り込むものとします。

2.4 ベクターが事前に振込みの手続き要求した場合は、それに従うものとします。

2.5 お客様は、反対債権が不服申立てすることができないまたは争いのないものである場合、またはベクターがそれを認めた場合に限り、受講料と相殺することができます。

3. ユーザー ログイン データ

ブレンデッドラーニング形式やセルフラーニング形式の場合、ベクターの E ラーニングプラットフォーム上でデジタルラーニングコンテンツにアクセスするには、ユーザーのログインデータが必要です。通常、コース開始の 1 週間前に、お客様／受講者にアクセスデータが送付されます。お客様は、ユーザーのログインデータを秘密に扱い、権限のない第三者がアクセスできないように保管しなければならないこととします。これは、第三者がアクセスデータを悪用できないようにするためです。アクセスデータが第三者によって不正に入手された、または不正使用をおそれを見つけ次第、お客様は連絡先アドレス (academy@jp.vector.com) を通じてベクターに対して、直ちに通知しなければならないこととします。ベクターは、データの破損/悪用が発生した場合、受講者またはお客様のアクセスをブロックする権利を有します。また通常トレーニング形式のリモートトレーニングの場合、申込み時に登録の受講者のみが事前に送付されたりリモートトレーニング用メディア等にアクセスできることとします。

4. キャンセル/リブッキング

4.1 トレーニングコースは、以下の条件でキャンセルすることができます。

4.1.1 以下の条件が、標準トレーニングコースのキャンセルに適用されます。

- (i) お客様は、標準トレーニングコース開始の 11 営業日前まで、無料でキャンセルすることができるものとします。
- (ii) 標準トレーニングコース開始の 10 営業日前から 6 営業日前までの間、お客様が受講料の 50%および消費税等を支払うことによりキャンセルが出来るものとします。
- (iii) 標準トレーニングコース開始の 5 営業日前からトレーニング開始日までの間、お客様が受講料の全額および消費税等を支払うことによりキャンセルができるものとします。

4.1.2 以下の条件が、個社別トレーニングコースのキャンセルに適用されます。

- (i) お客様は、個社別トレーニング開始の 2 ヶ月前までに、無料でキャンセルすることができるものとします。
- (ii) 個社別トレーニングコース開始の 2 ヶ月前の日の翌日から 11 営業日前までの間、お客様が受講料の 50%に消費税等を支払うことによりキャンセルができるものとします。
- (iii) 個社別トレーニングコース開始の 10 営業日前からトレーニング開始日までの間、お客様が受講料の全額および消費税等を支払うことによりキャンセルができることとします。

4.2 受講者の不参加

もし登録された受講者がトレーニングコースの開始時までには現れない場合または参加しなかった場合、お客様は当該受講者の受講料の全額および消費税等を支払わなければなりません。

4.3 受講者の交代

4.3.1 トレーニングコースの開始時までには、無料にて、受講者の変更をすることができます。

4.3.2 トレーニングコースの開始時以降、受講者の変更をすることができません。

4.4 講師の交代

ベクターは講師を変更することができます。この場合、お客様は契約を取り消したり、受講料の減額をしたりすることはできません。

4.5 リブッキング

4.5.1 トレーニングコースは、以下の条件に従い、別のトレーニングコースおよび/または別日程

へ変更すること（以下「リブッキング」といいます）が可能です。

4.5.2 以下の条件が、標準トレーニングコースのリブッキングに適用されます。

- (i) お客様は、標準トレーニングコース開始の 11 営業日前まで、無料で別の標準トレーニングコースにリブッキングをすることができます。
- (ii) 標準トレーニングコース開始の 10 営業日前から 6 営業日前までの間、お客様が当初予約していた標準トレーニングコースの受講料の 10%および消費税等を支払うことにより別の標準トレーニングコースにリブッキングが出来るものとします。なお新たに予約した標準トレーニングコースの全額がこれに加算されます。
- (iii) 標準トレーニングコース開始の 5 営業日前からトレーニング開始日までの間、お客様が当初予約していた標準トレーニングコースの受講料の 25%および消費税等を支払うことにより別の標準トレーニングコースにリブッキングができるものとします。なお新たに予約した標準トレーニングコースの全額がこれに加算されます。
- (iv) 標準トレーニングコースの開始時以降、リブッキングをすることができません。

4.5.3 以下の条件が、個社別トレーニングコースのリブッキングに適用されます。

- (i) お客様は、個社別トレーニングコース開始の 2 ヶ月前まで、無料で別の個社別トレーニングコースにリブッキングをすることができます。
- (ii) 個社別トレーニングコース開始の 2 ヶ月前の翌日から 11 営業日前までの間、お客様が当初予約していた個社別トレーニングコースの受講料の 10%および消費税等を支払うことにより別の個社別トレーニングコース

にリブッキングが出来るものとします。なお新たに予約した個社別トレーニングコースの全額がこれに加算されます

(iii) 個社別トレーニングコース開始の 10 営業日前からトレーニング開始日までの間、お客様が当初予約していた個社別トレーニングコースの受講料の 25%および消費税等を支払うことにより別の個社別トレーニングコースにリブッキングができるものとします。なお新たに予約した個社別トレーニングコースの全額がこれに加算されます。

(iv) 個社別トレーニングコースの開始時以降、リブッキングをすることができません。

4.6 ベクターによるリブッキングまたは日程変更

4.6.1 ベクターは、トレーニングコースの最少催行人数に達しない場合、または組織的・技術的理由（特に講師の病気など）によりいつでもトレーニングコースを中止または日程変更する権利を有します。この中止の場合、受講料を支払い済みの場合、お客様に返金されます。

4.6.2 ベクターによるトレーニングコースのリブッキングまたは日程変更した場合、お客様は旅程の調整、並びに宿泊、鉄道や航空券などの再予約および/またはキャンセルについて責任を負うものとします

4.7 キャンセルおよびリブッキングの期限計算

以下の条件が、すべてのトレーニングコースのキャンセルとリブッキングに適用されます

4.7.1 営業日の計算には以下に定める休日を含めない。

(i) 土曜日及び日曜日

(ii) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に定める休日

(iii) 12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

4.7.2 ベクターのアドレス<academy@jp.vector.com>がリブッキングまたはキャンセルの通知を受領した時点が、お客様がリブッキングまたはキャンセルをした時点とします。

5. 文書の権利

- 5.1** トレーニング中に配布する文書並びにソフトウェア等に関するすべての権利はベクターに留保されます。
- 5.2** 文書並びにソフトウェア等からなるトレーニング教材は、別途合意がない限り、文書についてはコース終了翌日までダウンロードすることができ、ソフトウェアについては、コース終了後 2 営業日後まで使用することができます。お客様には、トレーニング教材を使用する非独占的かつ譲渡不能な権利が付与されます。
- 5.3** お客様は、これらの文書並びにソフトウェア等を複製または修正（特に、文書の変更、追加、第三者への使用権の許諾）してはなりません。なお、電子版文書の印刷は、登録受講者用の 1 部のみを許可します。

6. 守秘義務

- 6.1** ベクターは、書面により秘密として指定された業務上の秘密及び情報に関するあらゆる知識を、本契約を履行する目的のみに使用し、かかる知識および情報を永続的に秘密として取り扱うものとします。
- 6.2** 以下の場合、守秘義務は適用されないものとします。
- (i) トレーニングコースの実施に関するアイデア、コンセプト、ノウハウ、技術
 - (ii) ベクターが既に知っているデータ、または本契約外でベクターが知っていた、もしくは知るようになったデータ
 - (iii) 受領者が、機密保持または利用の制限を受けることなく、第三者から適法に取得したものであることを証明できる場合
 - (iv) 開示者の情報を使用することなく、受領者が独自に取得または開発した場合
 - (v) 法律、政府の命令または裁判所の決定により開示が要求されるもの。ただし、受領者は直ちに開示者に通知し、かかる命令または決定に対する防御を確立するよう支援するものとします。
 - (vi) 強行法規、法律行為または本契約の条項により、受領者が情報の使用または開示が認められている範囲
 - (vii) 受領者が開示者のプロジェクトマネージャーまたはコーディネーターとして行動し、これに関連して情報が契約履行のために開示者の請負業者に提供される場合。

6.3 ベクターは従業員に守秘義務を負わせるものとします。

6.4 ベクターは、実績として顧客名と提供したサービスの簡単な説明を含めることができるものとします。その他、広告でお客様について言及する場合は、事前にお客様と相談するものとします。

7. 画像、映像、音声、その他の記録

お客様および受講者は、トレーニングコースの画像、ビデオ、音声、その他の記録を作成できないものとします。

8. ベクターの責任

8.1 ベクター（その代理人を含む）に対する損害賠償請求は、その法的理由の如何を問わず、ベクターが基本的な契約上の義務に違反し、その違反が契約の目的の達成を危うくする場合に限り、提起することができます。この場合、損害賠償請求は、契約金額または 100,000 ユーロのいずれか高い方を上限とします。お客様は、値上げリスクについてより広範な支払責任を追及することができます。

8.2 第 8.1 条の制限は、損害がベクターの商業賠償責任保険でカバーされ、保険会社がベクターに支払いを行っている限り、適用されません。ベクターは、契約締結時に有効な保険を保持することに同意します。

8.3 ベクターの故意または重過失による生命・身体への傷害、健康への障害、ベクターがトレーニングコースの性質に関する明示的な保証に違反した場合、または製造物責任法その他の強行法規に基づく請求は、損害賠償または費用償還に関する責任の制限は適用されません。

8.4 第 8.1 条に従ってベクターに適用される責任の除外または制限は、ベクターの法定代理人、その代理人およびその他の補助者に関しても適用されます。

9. データ保護

9.1 契約の履行にあたり、当事者は適用されるすべてのデータ保護規定、特に個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）を遵守します。ベクターのデータ処理方法およびデータ主体の権利に関する情報は、[データ・プライバシー・ステートメント](#)をご覧ください。

9.2 当事者は、当事者の従業員および当事者が使用する下請業者にもデータ保護義務を課すものとします。

10. 債務不履行／不可抗力／遅延

- 10.1** ベクターは、契約の不履行が契約締結後の不可抗力によるものである場合、契約に基づく履行義務を免れることとします。
- 10.2** 不可抗力には、戦争、ストライキ、暴動、強制収容、暴風雨、洪水、その他の自然災害のほか、ベクターが影響を及ぼし得ないインターネット上の技術的問題など、ベクターが制御できない状況が含まれますが、これらに限定されるものではありません。
- 10.3** ベクターは、不可抗力の事象が発生した場合、直ちにお客様に通知し、不可抗力の事象が終了次第、同様の方法でお客様に通知します。

11. 最終規定

- 11.1** 第 12.1 条に定める場合を除き、口頭による付随的合意、本規約および当事者間で締結された契約に対する修正または追加は、書面（署名にされたものとします。本項において、以下同じ）によらなければ効力を生じません。書面の要件に従わない変更は無効となります。いかなる形式であれ、個々の契約の効力は、本条項の影響を受けないものとします。
- 11.2** 本規約に直接的または間接的に起因する紛争については、ベクターの本社所在地を管轄する裁判所を唯一の管轄裁判所とします。
- 11.3** 本規約の個々の条項の全部または一部が無効となった場合、または本規約に記載漏れがあった場合でも、残りの条項の有効性には影響しません。

12. 本規約の変更

- 12.1** ベクターは、受講者の一般の利益に適合する場合、または受講規約の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性を考慮して合理的であると判断した場合には、変更後の当該規約の内容及びその効力発生時期を弊社 Web サイトにおいて受講者に周知することにより、受講規約の全部または一部を変更することができるものとします。受講規約を変更した場合、効力発生時期の後のトレーニング受講にかかる一切の事項は変更後の受講規約が適用されるものとします。

13. その他

- 13.1** 2024 年 7 月 31 日 以前に受講を申し込まれたお客様については、従前の規約（バージョン 12/2023）が適用されるものとします。